学級定数の引き下げなど教職員の負担軽減措置に関する項目

高等学校の学級編制については、国が定める40人という標準を堅持しつつ、国措置定数を最大限活用して教育条件の改善を図る中で、多様な高校教育の展開に対応することとしている。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点を踏まえて各校が教育活動を行えるよう、府立学校の再開にあたり、「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル～学校の教育活動を再開するにあたって～」を作成し、各校に配付した。

引き続き、府立学校に対して、新型コロナウイルスへの感染予防対策に努めるよう指示してまいる。

教職員の配置については、標準法に基づき、各学校の学級数に応じて配置することを基本とし、より効果的に教員を配置する観点から、各学校の実情や取組状況などのヒアリングを行い、その結果をもとに教員加配を行っているところ。

府教育庁としては、子ども一人ひとりと向き合い、きめ細かな教育を実践していくためには、学校現場を支える教職員の確保が不可欠であることから、国に対して、新たな定数改善計画の策定を要望している。

引き続き、国の動きを注視しつつ、定数の確保や、適正な定数管理に努め、適正な教員の配置に向けて取り組んでまいる。

教職員の負担軽減に関する項目

教育課程については、法令及び高等学校学習指導要領、並びに教育庁が定める「大阪府立高等学校教育課程基準」に基づき、各校において地域や学校の実態等を考慮して編成されるものと認識している。

本年度、新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業等の措置が長期にわたったことを踏まえ、各校においては、長期休業日や週休日等を利用して授業日を確保いただいているところ。

令和２年６月５日に通知した「令和２年度府立高等学校行事予定について」では、「令和２年度において、必要となる授業日数を確保するために長期休業日、学校創立記念日及び週休日に授業日を設定することができる。」とし、「週休日に勤務を命ずる必要がある場合には、教職員の週休日の確保の観点から、別の勤務日を週休日に振り替えること。」としている。

今後とも、教職員に週休日に勤務を命じる場合には勤務の振替を確実に行うよう、校長会等を通じて周知してまいる。

就学・就職・進学保障に伴う教職員の負担軽減に関する項目

府立高等学校においては、年収目安約910万円未満の世帯は国の就学支援金制度により授業料無償化で支援を行っているが、授業料無償とならない世帯でも、失職、倒産などの家計急変により授業料納付が困難になった場合は、国の補助制度を活用した授業料免除制度で支援している。

授業料が無償とならない世帯においても、先般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う自粛・休業要請等の影響等により、収入の著しい減少により家計が急変した場合に、国の補助制度を活用し、授業料を免除することとし、各高等学校へ通知を行ったところ。

また、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するため、保護者等の道府県民税所得割と市町村民税所得割が非課税の世帯及び生活保護受給世帯に対して、「奨学のための給付金」制度を活用し、支援を行っている。

「奨学のための給付金」についても、収入の著しい減少により家計が急変し、道府民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯に相当すると認められる場合に給付を行うこととした。

また、特に入学時の負担が大きい新入生については、４～６月分相当の額を前倒しにより給付することとし、併せて各高等学校へ通知を行ったところ。

今後とも国の補助制度を活用し、適切に家計急変世帯への支援に取り組んでまいる。

臨時休業が長引いたことで、本来であれば、年度当初に実施していた説明会や懇談等が6月以降の実施となるなど、今後における進路指導の日程の確保が大きな課題であると認識している。

 府教育庁としても労働局と連携し、国に働きかけを行い、いわゆる就職試験解禁日が１か月後ろ倒しされることとなった。

また、府内ハローワークに求人申し込みをする企業に対して、今般の新型コロナの影響で夏季休業が短縮さるなど学校現場の実情を理解していただき、応募前職場見学については柔軟に対応していただくようお願いをしたところ。

引き続き、就職を希望する生徒が自己実現を図ることができるよう、支援してまいる。

臨時休業が長引いたことで、生徒一人ひとりの進路実現に向けた支援等を含む進路指導の充実、日程の確保等が今後における課題であると認識している。

 新型コロナウイルス感染症に伴う高等学校の臨時休業期間が長引き、例年のスケジュールに比べ受験先決定の時期が遅くなっていることから、総合型選抜では願書受付を9月15日以降に遅らせるなど配慮することになっている。

 今後は、学校の現状を把握し、必要な要望を文部科学省等、関係機関に働きかけていくなど、進学を希望する生徒が安心して進路実現に向け取り組めるよう対応してまいる。

オンライン学習に伴う教職員の負担軽減に関する項目

今後、感染症等により再び臨時休業となった場合、生徒への学習を保障する観点から、オンライン授業を通し、家庭での学習を支援することは重要と考えている。

　また、家庭にインターネット環境がない、または端末がない生徒に対し、モバイルルータや端末等の貸出などの支援を実施している。

教材については、各校の実態に応じ、作成いただいているものと認識している。

「オンライン授業」に関するQ＆Aにおいて、動画の教材を作成する際、教員が動画に映り込まなくてもよいことについて示している。

　教材に係る権利侵害が生起した場合は、その状況に応じ、対応してまいる。

今般の新型コロナウイルス感染防止のための臨時休業期間における生徒の家庭での学習を支援するため、生徒の通信環境の支援を含め、６月末までに全府立高校において、オンライン授業を実施できる体制を整備したところ。

　一方で、教育用プラットフォームによる生徒の学習等の支援については、教職員の負担軽減という観点からも平常時を含む積極的な活用について研究を進めてまいる。

勤務する教職員の通勤などの勤務労働条件に影響を与える高校の統廃合に関する項目

府立高校の再編整備については、平成25年3月に策定した「府立高等学校再編整備方針」に基づき、同年11月、平成26年度から平成30年度を計画期間とする「大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画」を策定し、同計画に基づき、エンパワメントスクールの設置、普通科総合選択制高校の総合学科や普通科専門コース設置校への改編、募集停止などを実施した。

　また、平成30年11月に令和元年度から令和５年度を計画期間とする「大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画」を新たに策定し、同計画に基づき、統合整備による新たな多部制単位制Ⅰ・Ⅱ部の普通科高校の設置、工科高校の改編、及び国際関係学科の改編を決定し、計画に基づく取り組みを行っているところ。

　今後とも府立高校の教育内容の充実と併せて、適正な配置を推進する観点から再編整備を計画的に進めてまいる。

　なお、国際関係学科や工科高校の改編を進めるにあたっては、「再編整備対象校担当チーム」のメンバーとなっている教職員の負担軽減として、該当校に非常勤講師時数を配当している。

平成30年11月に策定した「大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画（2019（平成31）年度　から　2023年度）」においては、夜間定時制の課程について、「設置当初の勤労青少年に対する後期中等教育の機会の保障という役割に加え、他の高等学校からの転入学、編入学者や中学校時代に不登校を経験した生徒、全日制の課程になじめない生徒など様々な目的や理由により夜間に就学することを希望する生徒の学びの場となっている。近年、昼間の高校への進学率が上昇していることなどから、学校の小規模化が一層進んでおり、円滑な学校運営にとって課題が拡大している。そのため、就学セーフティネットとしての役割を踏まえつつ、望ましい学習環境の確保に向けて学校配置のあり方を含めた対応方策を検討する。」こととしている。

教職員の評価･育成システムの賃金への反映に関する項目

府教育庁では、生徒にとってより「魅力的な授業」「わかる授業」を実現するため、平成23年３月に「授業評価ガイドライン」を策定し、すべての府立学校に配付し、その活用を促進してきた。

　また、平成25年１月に「授業評価ガイドライン」（Ⅱ）を策定し、平成31年２月には「授業評価ガイドライン」（Ⅲ）を策定した。

　各学校において、生徒等による授業アンケートを活用し、組織的に授業改善に向けた取組が進められることを期待している。

大阪府立学校条例において、教員の授業に関する評価は、生徒又は保護者による授業に関する評価を踏まえて行うものと規定されたことを受け、授業アンケートを、授業を行う教員の育成に役立てるとともに、その結果を「教職員の評価・育成システム」において「授業力」評価を行うために踏まえるべき重要な一要素として位置付けた。

なお、教職員の評価・育成システムにおける目標設定にかかる自己申告票の最終提出期限については、学校の臨時休業が実施されたことに鑑み、今年度に限り、７月３１日を８月３１日とする規則改正を行ったところ。

今後とも本システムがより良い制度となるよう、充実・改善を図ってまいる。

教職員の評価・育成システムについては、教職員の意欲・資質能力の一層の向上を図ることにより、教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を図ることを目的として実施しているところ。

　評価結果の給与等への反映については、皆さま方との協議の上、平成１９年度から前年度の評価結果を昇給及び勤勉手当に反映しており、平成２４年度からは上位評価の昇給への反映を廃止するとともに、勤勉手当については、より勤務成績が反映できるよう成績率を見直したところ。

今後とも本システムがより良い制度となるよう、充実・改善を図ってまいる。

研修に伴う教職員の業務負担軽減に関する項目

大阪府教育センターでは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、４月からの集合型の研修はＷｅｂ開催、中止や延期などで対応している。

　Ｗｅｂ開催の研修については、動画の視聴により受講するとともに、振り返りレポートの提出をもって出席とみなしている。

　９月以降の研修については、検討しているところであるが、研修を実施する場合は、感染防止対策を徹底して行ってまいる。

「初任者研修」、「10年経験者研修」の校外研修年間計画については、事前に全府立学校にお知らせし、各校において研修の意義を十分に理解いただくとともに、学校行事等と研修の日程が重ならないように配慮いただいているところ。

　さらに、研修に意欲的に参加しやすい環境づくりについても、各校において十分配慮いただいているものと承知している。

　初任者研修・10年経験者研修は、教育公務員特例法にもとづき実施しているところ。

　緊急の生徒指導等で受講できない場合には、校長からの連絡を受けて、同一校種、同一内容の他の日程だけでなく、内容によっては他の校種の研修に参加できるよう調整する等、柔軟な対応を行っているところ。

　初任者研修の校外年間実施計画については、事前に各学校に通知し、学校行事等を決定する際に、研修の意義を理解の上、各学校において配慮いただいている。

採点など入試関連業務にともなう教職員の負担軽減に関する項目

入学者選抜業務において、実施計画を作成するにあたっては、勤務時間内での計画をお願いしている。また、入学者選抜の学力検査当日、教職員は、受験生の集合時刻以前の時刻から備える必要があることから、事前に、学校の実態に合わせて勤務時間を繰り上げる措置をとっていただくようお願いしている。

なお、週休日の勤務が生じた場合は、週休日の振替が確実に行われるよう指導している。

　また、令和２年度選抜の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症への対応及び感染拡大防止の観点を踏まえたマニュアルを作成し、各校に配付した。

　令和３年度選抜においても、学力検査等の実施にあたっては、選抜事務にあたる教職員に対して新型コロナウイルスへの感染予防の観点で配慮するよう指示してまいる。

高校教育の目的は、各高等学校がそれぞれの特色に応じた教育を行うことで、確かな学力を身に付けさせるとともに、生徒一人ひとりの能力・個性を育て社会に参画・貢献できる人材を育成することである。

　この目的を実現する観点から、総合点の高い者から順に合格とすることに加え、各高等学校が、自校のアドミッションポリシーに適った生徒を合格とできる制度を導入している。

ＩＣＴ環境整備に伴う教職員の業務負担軽減に関する項目

ＩＣＴネットワーク及び校務処理システムについては、全校への整備及び円滑な運用のため、電話及びメールによるサポート窓口（府立学校ネットワークサポートセンター）を設置し、操作方法等に関するサポートを行っているところ。

ＩＣＴに関する設備・機器のメンテナンスについても、保守事業者、府立学校ネットワークサポートセンター及び学校関係者が協力しながら、必要に応じて個別対応や訪問対応など、迅速な対応をしているところ。

今後もＩＣＴネットワークの安定化を図り、改善方策の検討を進めてまいる。また、障害等が発生した際には、迅速な対応を行ってまいる。

引き続き、教職員用端末の更新を計画的に進めるとともに、今年度においては、文部科学省のＧＩＧＡスクール構想の補助金を活用し、カメラ・マイクなどの通信装置の整備や、無線ＬＡＮをはじめとする校内ネットワーク環境の整備を図ることとしている。

情報機器や各ネットワークについては、全校への整備及び円滑な運用のため、電話及びメールによるサポート窓口（府立学校ネットワークサポートセンター）を設置し、サポートを行っているところ。

また、オンライン授業に係る体制構築に向けた取組の推進にあたっては、希望した学校に対してＩＣＴ支援員を派遣する等、支援を行ってきたところ。

労使関係に関する項目

教職員の勤務条件及び教育施策の実施にあたっては、今後とも双方の信頼関係に基づき、必要に応じ、所要の協議や説明を行っていく。

教員免許更新に伴う教職員の業務負担軽減に関する項目

免許状更新講習については、対面式だけでなく、インターネットを利用したeラーニング等の通信制の講習も開設している。

　また、平成２９年度から、府教育センターが実施する「10年経験者研修」の一部を、「免許状更新講習」の対象研修として実施している。

　小・中・高等・支援学校の10年経験者研修が対象で、更新講習として必要な30時間のうち、「選択必修領域」６時間、及び「選択領域」18時間を合わせた24時間分を受講したこととなる。

　なお、更新講習を受講する際の服務上の取扱いについては、教員免許更新制運用開始に係る文部科学省通知を踏まえ、長期休業期間中等授業時間の割り当てのない時間等において更新講習を受講する際に、公務に支障のない範囲で、職務に専念する義務を免除することは差し支えない旨通知しているところ。

教職員の長時間過密労働解消に関する項目

教職員の働き方改革については、平成30年3月に策定した「府立学校における働き方改革に係る取組みについて」に基づく取組みを着実に実施していくとともに、国の動向も注視しながら、必要に応じて改善策を検討してまいる。

令和２年４月には「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則等」を制定して、教職員の時間外在校等時間の上限を定めるとともに適正な管理を行い、健康及び福祉の確保を図るよう努めているところ。

また本年度は、新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業等の措置が長期にわたったことを踏まえ、各校においては、長期休業日や週休日等を利用して授業日を確保いただいているところ。

令和２年６月５日に通知した「令和２年度府立高等学校行事予定について」では、「令和２年度において、必要となる授業日数を確保するために長期休業日、学校創立記念日及び週休日に授業日を設定することができる。」とし、「週休日に勤務を命ずる必要がある場合には、教職員の週休日の確保の観点から、別の勤務日を週休日に振り替えること。」としている。

今後とも、教職員に週休日に勤務を命じる場合には勤務の振替を確実に行うよう、校長会等を通じて周知してまいる。

教職員の業務の見直し等については、必要に応じて各校で適宜実施されているものと認識している。

一方で、今般の新型コロナウイルス感染防止対応に関わって、府教育庁としては、生徒の学習保障及び教職員の負担軽減のために、今年度、TT指導や補習、オンライン授業や家庭学習のための教材作成の補助、授業準備の補助等を行う「学習指導員」を配置することとしている。

国の２次補正予算に計上された「学校保健特別対策事業費補助金（学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業）」に対応するため、令和２年度補正予算（７号補正）において、必要な予算を計上し、確保したところ。

本補助金において、学校再開に伴う感染症対策の１つとして、校内消毒等に必要な委託経費等が含まれている。学校の実情に応じ、活用いただきたい。

教員への一年単位の変形労働時間制の導入の有無については、国の法改正の状況等を注視してまいる。

週休日の振替等に関する項目

週休日の振替えや勤務時間の割振り変更については、各学校で校長・准校長が適切に行っていると認識している。

週休日の振替えについては、「教職員の健康保持の観点から、原則として同一週（日曜日から土曜日）内の振替えを基本とする。」、「これにより難い場合は、当該勤務を命ずる必要がある週休日を起算日とする４週間前から８週間後までの期間において週休日の振替えを行うこと。教育職員で、かつ、やむを得ない場合に限り、勤務を命ずる必要がある週休日を起算日とする４週間前から１６週間後までの期間において行うこと。」、「週休日の振替えを行った後、週休日が毎４週間につき４日以上となるようにし、かつ、勤務日が連続２４日を超えないようにすること。」、「教職員の当該土曜授業に係る業務については、授業及びその付随業務も含めて、週休日の振替えにより割り振られた勤務時間内に収まるようにすること。」としている。

週休日において３時間４５分又は４時間の勤務を命ずる場合の勤務時間の割振り変更についても同様としている。

なお、週休日の振替え等をはじめとした教職員の勤務条件等に関する制度解説をとりまとめた冊子の内容について、ＳＳＣに掲載し、周知を図っているところ。

常勤職員の勤務労働条件に影響を与える臨時教職員の勤務労働条件の改善に関する項目

非常勤講師の報酬及び支給方法の見直しについては、勤務実績に応じた報酬となるよう是正したものであり、要求に応じることは困難。

非常勤講師の報酬については、勤務実績に応じて支給しているところ。

非常勤講師の年間時間数については、学習指導要領で年間の授業時間数の標準が３５週とされていることを踏まえ、配当を行っている。

新型コロナウイルス感染症対策による一斉臨時休業後の対応として、臨時休業中に実施予定であった授業を長期休業日や週休日に実施することを踏まえ、非常勤講師時間数の追加措置を行ったところ。

学校における働き方改革を進める観点から、長期休業期間中における代替教員等の措置についても、適切に対処してまいる。

年次休暇・特別休暇に関する項目

年次休暇の使用促進については、「ゆとりの日及び週間」の実施や、「ゆとり推進月間」における様々な取組み等を通じて、その実効性の確保に努めているところ。

夏期休暇の取得期間については、規則に基づき取得期間の運用を定めているが、平成30年度より取得期間を６月1日から９月30日までに拡大したところ。

また、結婚休暇の取得期間についても、結婚の日以前１週間から当該結婚の日以降６月を経過する日までの期間内としているところであり、取得期間を延長することは困難。

新型コロナウイルス感染症に関わる勤務労働条件に関する項目

　府立学校においては、新型コロナウイルス感染症防止のための在宅勤務の取扱いを継続することとしている。

　新型コロナウイルス感染症に関する職務専念義務免除については、国の制度に準じて実施しているところ。今後とも、国の制度を基本に対応してまいりたい。

　なお、今回の自動車通勤緩和にかかる措置は、国において改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出された状況に鑑み、府立学校の臨時休業期間中において、臨時的な自動車等による通勤許可について特例的に取り扱うこととしたもの。

　当該措置は、府立学校の臨時休業期間の終期である５月末をもって終了したところ。

新型コロナウイルス感染症にかかる国の抗体検査を受けた場合の服務の取扱いについて、国と同様に、６月１日に遡って職務専念義務を免除することとしている。

教職員の定数増など、教職員の長時間労働の解消に関する項目

養護教諭については、定数事情が厳しい状況にある中、教育振興室とともに各学校の実情や取り組み状況などのヒアリングを行い、いじめや不登校など「心身の健康問題」を抱える生徒が多い学校などに複数配置を行ってきたところ。今後とも、各学校の状況を勘案し、適切な配置に努めてまいりたい。

　新型コロナウイルス感染症への対応については、児童生徒等の健康状態への対応については、全教職員で連携して対応できる体制を整備し、養護教諭が把握している基礎疾患等の情報についても、全教職員で共有するようお願いしているところ。

また、心の健康問題についても適切に対応できる体制の構築をお願いしているところ。

引き続き、校内の教職員が連携した児童生徒等へ対応をお願いしたい。

公務災害に関する項目

公務災害の認定については、地方公務員災害補償法に基づき基金が行うこととされており、教職員から所属等を通じて公務災害認定請求がなされた場合には、被災職員の災害発生の状況、災害に至った経緯等を的確に把握し、迅速に基金へ進達している。

教職員の労働安全衛生に関する項目

新型コロナウイルス感染症に関する検査については、感染症法に基づき、医師が診断上必要と認める場合にPCR検査を実施しているところであるが、７月17日から無症状の方に対し、唾液を使用したPCR検査や抗原定量検査等を活用できることとするなど、順次体制が拡充されているところであり、引き続き、国の動向を注視してまいる。

旅費の支給に関する項目

生徒の教育活動の裏付けとなる教職員旅費は、従来から教育予算と位置付けし、厳しい財政状況の中、一定の予算措置がなされてきたところ。

教職員予算については、これまでから、各校の計画額を基に必要額を確保し、予算配当してきたところ。

令和２年度の旅費予算については、各校の計画額により調整した額を各校に配当した。

臨時休業等の影響については、それらを踏まえた旅費予算執行計画を８月に提出いただき、今後、追加配当等の再調整を行う予定。

府の財政は依然厳しい状況にあるが、今後とも引き続き、生徒の安全管理や学校運営に支障をきたさないよう、財源の確保に努めてまいる。

安全な職場環境の確保に関する項目

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和２年５月２６日に「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル　～学校の教育活動を再開するにあたって～」を作成し、通知したところ。

また、新型コロナウイルス感染症への対応については、日々状況が変化しているため、例えば、令和２年６月４日付通知「学校における消毒の方法について」など、適宜新たな情報について提供しているところ。

今後も、状況に応じ、適宜マニュアル等の改訂を行ってまいりたい。

学校における感染防止対策のために必要な物品については、令和２年度補正予算（４号補正）において、定期健康診断実施時に必要な物品に関し予算を確保し、マスクやアルコール製剤、フェイスシールド等を配付したところ。（非接触型体温計については、秋頃配付予定。）定期健康診断実施後は、校内での感染防止対策のために、適切に利用いただきたい。

また、国の２次補正予算に計上された「学校保健特別対策事業費補助金（学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業）」に対応するため、令和２年度補正予算（７号補正）において、必要な予算を計上し、確保したところ。この予算の枠内において、府立学校に対し消毒液や液体石鹸等を購入し、各校へ配付する予定。

新型コロナウイルス感染症への対応に関し、児童生徒等の健康状態への対応については、全教職員で連携して対応できる体制を整備し、養護教諭が把握している基礎疾患等の情報についても、全教職員で共有するようお願いしているところ。

また、保健室の利用についても、基礎疾患等への対応や外科的処置等が必要な児童生徒等が利用するため、発熱や風邪症状のある体調不良者への対応については、保健室以外の別室の設定をお願いしているところ。

引き続き、全教職員で連携して対応できる体制を整備いただくとともに、体調不良者への対応のための場所の確保をお願いしたい。

学校内での感染防止のための清掃・消毒作業については、令和２年５月２６日作成の「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル　～学校の教育活動を再開するにあたって～」や令和２年６月４日付通知「学校における消毒の方法について」において、実施の方法を示しているところ。

また、令和２年６月４日付通知「学校における消毒の方法について」においても示しているとおり、児童生徒等や教職員の感染が判明した場合についても、保健所の指示の下、学校薬剤師等と連携して消毒を実施していただいているところであるが、必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品の消毒をお願いしているところ。

なお、国の２次補正予算に計上された「学校保健特別対策事業費補助金（学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業）」に対応するため、令和２年度補正予算（７号補正）において、必要な予算を計上し、確保した。本補助金において、学校再開に伴う感染症対策の１つとして、校内消毒等に必要な委託経費等が含まれている。学校の実情に応じ、活用いただきたい。

教職員の感染防止対策については、児童生徒等と同様に取り組む必要があると考える。

まずは、学校における集団感染の発生を防ぐ観点から、手洗い、マスク等の着用、自己の健康管理といった感染症対策や、出勤前に自宅にて検温等の健康観察を行い記録するなど適切な健康管理をしっかりと行うよう留意していただきたい。

また、職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保する、十分なスペースを確保できない場合は、空き教室を活用した校内での分散勤務の実施など、３つの密を可能な限り避ける対策をお願いしたい。

空調設備の設置など労働環境の整備に関する項目

すでに設置している空調設備については、老朽化が進んでいることから、平成17年度以前に設置した空調設備のうち、ホームルーム教室、職員室、保健室、音楽室、図書室等の空調設備の更新について、平成30年度に委託事業者を決定し、令和元年度に設計を行い、令和２年度からの３年間で順次更新する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、工事期間の確保が困難な状況であることから令和３年以降に順次更新してまいる。

また、体育館空調については、熱中症対策として、令和元年度から５年間で、府立学校の体育館への空調設置を計画的に行っている。

なお、全館冷暖房の実施については、現在の財政状況を踏まえると困難であり、今後の課題と考えている。

空調設備の設定温度については、文部科学省が作成した「学校環境衛生管理マニュアル」により、室内の温度を、冬期は１８～２０℃、夏期は２５～２８℃程度に保つことが最も学習に望ましいとされており、例年、この範囲で最も環境に配慮した温度を標準温度として設定している。

しかしながら、今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、空調使用時においても換気を行う必要があるので、それにより機器の設定温度を２８℃にしても室温が２８℃付近になりにくい場合などは、機器の設定温度を下げて稼働していただくよう全高等学校に依頼している。

空調設備の稼働時間については、事業者との契約の範囲内で定めてきたところであるが、教育活動の多様化に伴う稼働時間の増加など、各校の取り組み状況や実状を伺った上で、生徒の健康管理にも留意しながら柔軟な対応に努めてまいりたいと考えている。

なお、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、授業時間や学校行事等の取扱いが未確定なところがあることから稼働時間を定めていない。

適切な運用に努めていただきたい。

門扉開閉に伴う教職員の業務負担軽減に関する項目

　門扉開閉業務については、高齢者の方への就業の機会を確保する観点から、シルバー人材センターへ業務を委託しているが、契約金額は最低賃金上昇の影響もあり、年々増加傾向にある。

具体的には、本業務に係る令和2年度当初予算額は約1.9億円であり、平成31年度と比較しても、約1千万円の増額となっており、全体の予算額を圧迫する状況にある。

このため、委託業務の内容の見直しなども含め、契約金額が増加傾向にあることへの対応についての検討が必要となり、令和2年度は、各学校における上限設定時間数の抑制をお願いすることとした。

今後、授業日が追加になった場合でも、年度当初に設定した上限設定時間数の範囲内で、調整願いたい。

なお、上限設定時間数を従前の時間数に戻すことについては、現在の財政状況を踏まえると困難であるため、ご理解いただきたい。